

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を
求める意見書

標記の件につき別紙のとおり提出いたします。

令和5年12月15日

提出者	室蘭市議会議員	南川達彦
	〃	児玉智明
	〃	高橋直美
	〃	西岡忠広
	〃	常磐井茂樹
	〃	我妻静夫

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
復興大臣

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を 求める意見書

北海道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要です。

北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林や間伐、路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところであります。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国会及び政府におかれましては、下記の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成、確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月15日

北海道室蘭市議会

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

標記の件につき別紙のとおり提出いたします。

令和5年12月15日

提出者	室蘭市議会議員	南川達彦
	〃	児玉智明
	〃	高橋直美
	〃	西岡忠広
	〃	常磐井茂樹
	〃	我妻静夫

提出先
財務大臣
厚生労働大臣

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保、定着が難しく、運営に支障を来す事態が深刻になっています。また、募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状です。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査(2022年6月)でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える格差があります。

今日、最低賃金の引上げや大手企業を中心にベースアップなどによって賃上げが進む中で、介護職員などへの有効な対策は少なく、賃金格差は拡大しています。

また、8月に出された人事院勧告は民間企業の賃上げを受けてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは4月に遡って増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されない状況であります。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられているにも関わらず、低賃金や人手不足による過酷な労働を強いられることが続けば職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなる恐れがあります。

よって、政府におかれましては、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し生活を保障する取組を迅速に推進するため、医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策としての処遇改善支援事業を早期に実行し、その上で2024年度の同時改定においては物価高騰、賃金上昇等を踏まえ処遇改善等を行うよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月15日

北海道室蘭市議会

刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書

標記の件につき別紙のとおり提出いたします。

令和5年12月15日

提出者	室蘭市議会議員	南川達彦
	〃	児玉智明
	〃	高橋直美
	〃	西岡忠広
	〃	常磐井茂樹
	〃	我妻静夫

提出先
内閣総理大臣
法務大臣

刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書

罪を犯していないにもかかわらず、犯罪者として法による制裁を受ける冤罪は、冤罪被害者の人生に大きな影響を与えるため、決してあってはならないことです。

そのため、冤罪被害者を救済する制度として、刑事訴訟法には、刑事裁判の判決確定後、判決の中で誤って認定された事実の是正を目的とした裁判のやり直しを求める再審が規定されています。近年では、足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件などで再審無罪判決が出ており、さらに本年に入ってから、袴田事件の再審に関する報道が多くなっています。

しかし、現行の刑事訴訟法の再審規定には、再審請求手続の進め方に関する規定がほとんどなく、裁判所の裁量に委ねられている点が多く、また再審請求を行うためには、刑事訴訟法第435条第1号～第7号のいずれかの事由に該当する必要があるため、ほとんどの事例が無罪などを言い渡すべき明らかな新証拠を発見した場合（同法第435条第6号）を理由としているが、再審請求における証拠開示についての規定が存在しないため、証拠開示の範囲に差が生じかねません。

さらに、再審開始決定となったとしても、検察官の不服申立てにより、決定が取り消されることで、その後何度も再審請求を行わなければならないなど、審理が長期化する事例があり、冤罪被害者の救済を長引かせています。

よって、政府におかれましては、冤罪被害者を迅速に救済するため、刑事訴訟法の再審規定を速やかに改正し、下記の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定後、審理を長期化させない措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月15日

北海道室蘭市議会

食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書

標記の件につき別紙のとおり提出いたします。

令和5年12月15日

提出者 室蘭市議会議員 渡辺 房代
〃 常磐井 茂樹

提出先
内閣総理大臣
農林水産大臣

食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書

政府は、2024年の通常国会で食料・農業・農村基本法を見直し、新たな基本法を制定することを目指しています。

日本のカロリーベース食料自給率38%は先進国の中でも最低となっています。穀物自給率28%は世界185か国の中で129位です。旧農業基本法以来、食料自給率は下がり続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる基本計画で食料自給率を引き上げるとされましたが、目標を達成したことは一度もありません。

現行基本法は基本計画で食料自給率目標を設定したものの、閣議決定としたために法的拘束力がなく、目標は事実上棚上げにされてきました。

政府の新基本法の検討では、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置づけよりも格下げして、食料自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしています。

今、世界的な食料危機が進行し、食べたくても食べられない人々が増えている中、食料自給率向上を放棄することは、食料の安定供給に重大な危機をもたらすことになりかねません。

よって、政府におかれましては、新基本法では食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度に対する検証結果と必要な政策の見直しを国会に報告させるなど、食料自給率の向上を政府の法的義務とするよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月15日

北海道室蘭市議会

パレスチナとイスラエルの市民を狙った全ての暴力行為を非難し、即時に人道的
休戦を求める決議

標記の件につき別紙のとおり提出いたします。

令和5年12月15日

提出者	室蘭市議会議員	南川達彦
	〃	児玉智明
	〃	高橋直美
	〃	西岡忠広
	〃	常磐井茂樹
	〃	我妻静夫

パレスチナとイスラエルの市民を狙った全ての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議

10月7日から始まったイスラエル・ガザ紛争では、約1か月で死者数が1万人を超える深刻な事態に陥っている。グテーレス国連事務総長がガザは子供たちの墓場になりつつあるとして即時停戦を訴えたように、ガザ地区ではとりわけ子供たちの犠牲が増え続けている。

国連総会は10月27日、ガザ地区の情勢に関して緊急特別会合を開き、敵対行為の停止につながる即時かつ持続的な人道的休戦を求める決議を採択した。イスラエルとハマスの双方をはじめとする全ての当事者がこの決議に従い、国際法を完全順守し、暴力行為を中止すべきである。

ガザ地区では電力、食料、医薬品、燃料などが遮断され深刻な人道的危機に直面しており、これ以上の犠牲者を生まないための人道支援が急務である。

また、政府においては「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」と宣言する憲法を持つ日本として、国連憲章と国際法を基準に国際社会との緊密な連携の下、市民の犠牲を食い止め、ガザへの人道支援を行うことができるように関係各国に人道的休戦を強く働きかけ、一日でも早く和平が実現することが求められている。

よって、室蘭市議会は、支援を阻む障害である戦闘行為を直ちに中止し、人道的休戦を行うよう、全ての当事者に求める。

以上、決議する。

令和5年12月15日

北海道室蘭市議会